

今年の 住民税は…

平成11年度分の町県民税から恒久的な定率減税が行われます。

個人町県民税には、均等割と所得に応じて課税される所得割がありますが、そのうち、所得割額の15%相当額が減税されます。



ただし、15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とします。

それでは、太郎さんの平成11年度の町県民税額を計算してみましょう。

減税前の町県民税額が150,000円の場合

- 内訳 ①均等割……………3,000円
 ②所得割……………147,000円
 ③年税額……………150,000円 (①+②)

減税額 ②所得割 ④減税額
 147,000円×15% = 22,100円
 (100円未満は切り上げ)

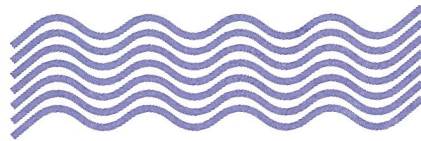
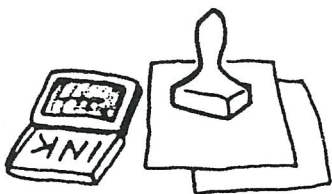
減税後の町県民税額は次のとおりです。

③年税額 ④減税額 11年度の町県民税額
 150,000円 - 22,100円 = 127,900円

問合せ 税務課課税係 (☎84)1211 内線1111)

会社等の印鑑証明 の取扱いが変更

千葉地方法務局八日市場支局では、八日市場支局管内に本店のある会社等の印鑑証明書を交付していますが、より安全で簡単な「カード式印鑑間接証明方式」に変更する準備を進めています。新方式の「カード式印鑑間接証明方式」とは、会社・法人の代表者等に対し「印鑑カード」を発行し、会社・法人の代表者等の印鑑証明書の交付請求には、申請書(会社等の実印押印不要)とともに「印鑑カード」を提出してすることができる方式です。詳しくは、千葉地方法務局八日市場支局(☎72)0334)にお尋ねください。



水は生命の源

6月1日～7日は
水道週間です



私たちの生活は水なくしては、一日も成り立ちません。限りある水を見直し、水道を大切に使いましょう。

期間中、住民課環境係及び八匠水道企業団の窓口で蛇口のコマパッキンの無料配布を行っています。水道加入のご相談

八匠水道企業団 ☎(73)3171

春季行政 相談強調週間

▶ 5月16(日)～5月22(土) ◀

この週間は、道路補修や窓口の混雑の解消など行政に関わる意見要望を受けて、その解決や実現の促進を図る「行政相談制度」を広くご利用いただくため、全国的に啓発活動を行う週間です。

◎春季行政相談強調週間 相談事業

日時 5月19日(水)午後1時～3時
 場所 町民会館会議室
 行政相談委員 花澤 平氏

花澤さん 行政相談委員に再任

花澤 平さんが、4月1日付けで総務庁長官から、光町担当の行政相談委員に委嘱されました。



納税

5月31日(月)は、固定資産税第1期、自動車税の納期です。